

男女ともに支え合い

みんなが活躍できるまち いたこ

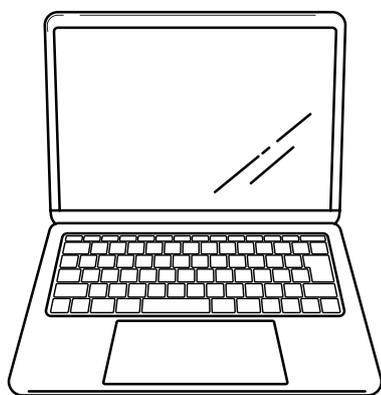
潮来市

第2期

男女共同参画 基本計画

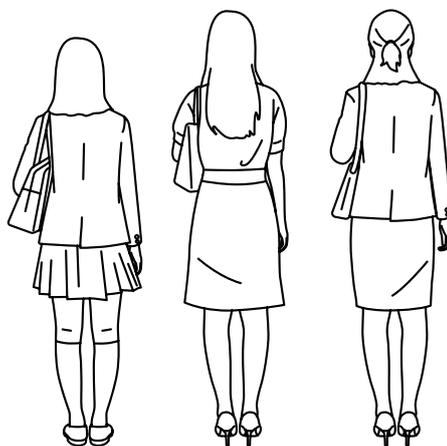
令和3年3月

概要版

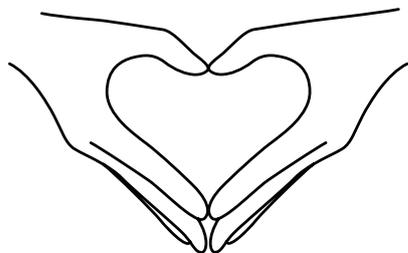


Gender Equality

Work-Life balance



Women's Empowerment



Eradication of Violence

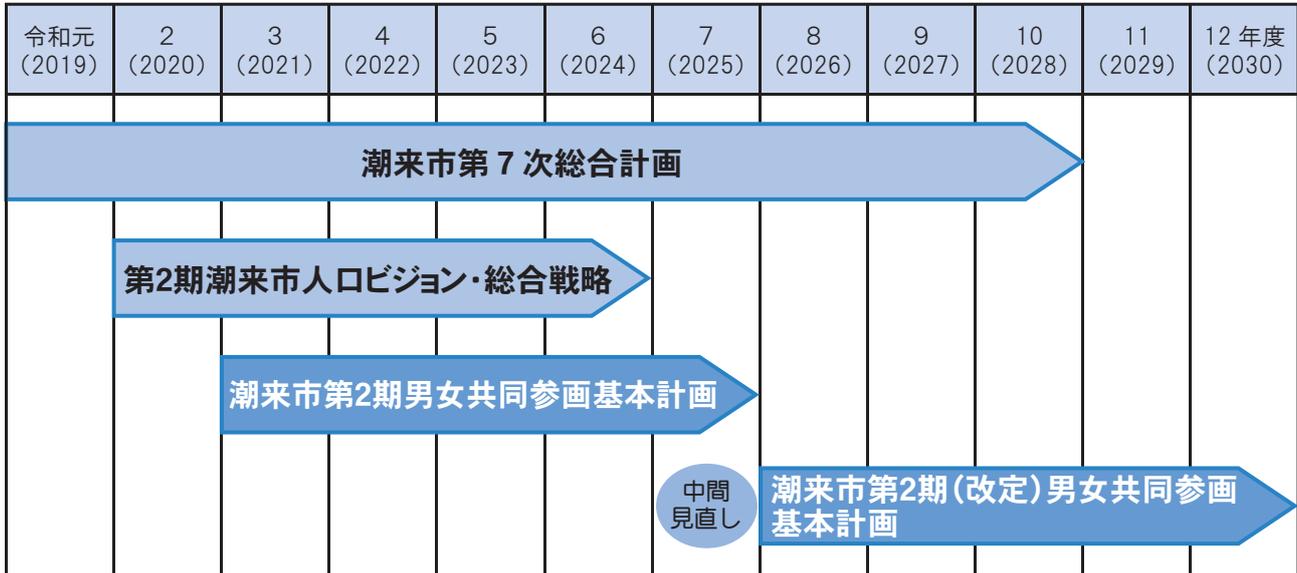
計画の策定にあたって

本市では、男女が共に社会の対等な構成員として互いを認め合い、共に責任を担い、意欲に応じてあらゆる分野で活躍する男女共同参画社会の実現を目指して、平成 15 (2003) 年に制定した「潮来市男女共同参画基本条例」に基づき「潮来市男女共同参画基本計画」を策定し、市民、事業者、行政が連携しながら男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

一方、少子高齢化の進展や、それに伴う人口減少社会の到来、雇用形態の多様化、家族形態の変化など社会が大きく変化するとともに、個人の生き方やライフスタイルの多様化がみられることから、本市がこれまで取り組んできた男女共同参画施策の見直しを図りつつ、取組をさらに加速させるための指針として「潮来市第 2 期男女共同参画基本計画」を策定するものです。

計画の期間

令和 3 (2021) 年度から令和 12 (2030) 年度までの 10 カ年計画とし、令和 7 (2025) 年度には社会情勢の変化や計画の進捗状況を考慮し、中間見直しを行います。



基本理念

「潮来市男女共同参画推進条例」に掲げる基本理念の実現を目指します。

～性別ではなく、 その人らしい生き方ができるまちづくり～

アンケート調査では、「男だから、女だから」という決めつけが、その人の可能性を閉じ込めてしまうという考えに同意する人が、男女とも8割以上という結果となっています。その一方で、「男は仕事、女は家庭」という考えに同感する人もいることが分かりました。

潮来市第2期男女共同参画基本計画においては、「性別」よりも「個性」が尊重され、すべての人々が生き生きと暮らせることを最も大切にしていってほしいとします。

基本目標

基本目標1 男女平等の意識を育む社会づくり

基本目標2 誰もがもっと活躍できる環境づくり

基本目標3 誰もが安心して暮らすまちづくり

計画の内容

基本目標 1 男女平等の意識を育む社会づくり

男女共同参画社会の実現を目指し、性別により差別されることなく、個人としての尊厳が重んじられ、誰もが個性及び能力を発揮する機会が確保されるよう、男女共同参画について理解を深める教育や意識啓発を推進します。

また、男女ともにお互いを認め合い、尊重し合う意識を持つことができるよう、幼少期から人権尊重を基盤に男女平等を推進するとともに、家庭や地域、職場において、誰もが自分らしく生きることができるよう、男女共同参画に対する正しい理解に向けた普及啓発を図り、国際社会と協調した男女共同参画を推進します。

施策の方向 1 男女共同参画の普及啓発と学習の推進

| 施策 | 主要事業 |
|---------------------|--|
| (1) 男女共同参画の理解促進 | ●市広報紙・ホームページ・パンフレットによる啓発 ●啓発イベント、講座などによる啓発 等 |
| (2) メディアにおける男女の人権尊重 | ●メディアリテラシー向上のための学習や啓発 ●市が作成する広報や刊行物等における性別にとらわれない表現の普及 |
| (3) 人権と性の尊重意識の醸成 | ●人権や性に関する学習機会の充実 ●各種ハラスメント研修等の実施 ●性に関する悩みへの相談体制の整備 等 |

施策の方向 2 子どもの頃からの平等意識の醸成

| 施策 | 主要事業 |
|---------------------|------------------------------------|
| (1) 家庭における男女平等意識の醸成 | ●家庭教育学級による啓発 |
| (2) 男女平等を推進する教育の推進 | ●道徳教育、人権教育の充実 ●性別にとらわれない教育の推進 等 |
| (3) 国際理解と国際交流の推進 | ●国際交流活動の促進 ●SDGs情報の収集と広報 等 |

【成果指標】

| 指標 | 現状値 (令和元年度) | 目標 (令和7年度) |
|---|----------------------|----------------------|
| 「男は仕事、女は家庭」という考え方に『同感しない』人の (「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」の合計)割合 | 男性 65.7% 女性 76.9% | 男性 70.0% 女性 80.0% |
| 潮来市男女共同参画基本計画の「内容を知っている」人の割合 | 0.9% | 20% |
| 教育現場における役職者(校長・教頭)に占める女性の割合 | 25.0% | 25% を維持 |

基本目標2 誰もがもっと活躍できる環境づくり

【潮来市女性活躍推進計画】

「女性活躍推進法」第六条第二項に基づく「潮来市女性活躍推進計画」と位置付け、男女がともに、あらゆる分野において活躍することができるよう、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進します。仕事だけではなく、家庭や地域活動へ参画する時間を確保するなど、充実した豊かな生活を過ごすことができる環境を整備します。職場においては、男女間格差の解消や労働条件の改善など、企業に対する男女共同参画への取組を促進します。また、働く場における女性活躍とともに、政策・方針決定の場、地域活動等への女性参画を促進します。

施策の方向1 ワーク・ライフ・バランスの環境づくり

| 施策 | 主要事業 |
|------------------------|--|
| (1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 | <ul style="list-style-type: none">●ワーク・ライフ・バランスに関する講座等の実施●事業所等に対する広報・啓発●特定事業主行動計画の推進 等 |
| (2) 子育て・介護サービスの充実 | <ul style="list-style-type: none">●子育てに関する情報提供と相談体制の充実●多様なニーズに対応した保育の充実 等 |
| (3) 男性の家事・育児・介護への参画促進 | <ul style="list-style-type: none">●男性の育児・介護等に関する講座等への参加促進●男性の育児・介護休業取得の促進に向けた啓発 |

施策の方向2 働きやすい職場環境の整備促進

| 施策 | 主要事業 |
|-----------------------------|--|
| (1) 雇用における男女の均等な機会と公平な待遇の確保 | <ul style="list-style-type: none">●企業への女性の雇用と労働条件向上に関する広報・啓発●商工会と連携した企業向け研修、講座の開催 等 |
| (2) 男女の能力が活かせる職場環境 | <ul style="list-style-type: none">●一般事業主行動計画の策定促進●助成制度の周知促進●多様な働き方に関する情報提供と環境整備に向けた支援 等 |
| (3) 農業・自営業におけるパートナーシップの促進 | <ul style="list-style-type: none">●家族経営協定の締結に向けた意識改革の促進●商工会と連携した商工自営業経営者への研修会の実施 |
| (4) 女性のチャレンジ支援 | <ul style="list-style-type: none">●女性の参画が進んでいない分野への女性就業に関する情報発信●商工会と連携した女性起業支援と制度の周知●起業ビジネスプラン塾における女性向けセミナーの実施 等 |

施策の方向3 政策・方針決定への女性参画

| 施策 | 主要事業 |
|---------------------------|--|
| (1) 政策決定への男女共同参画の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 審議会, 委員会等への女性登用の促進 ● 各種団体の女性リーダーの発掘 ● 市役所の女性管理職の登用の推進 ● 子ども・若者に向けた政治に関する啓発・主権者教育の推進 |
| (2) 企業や団体の方針決定への男女共同参画の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 商工会と連携した女性のキャリア形成を支援する講座の開催 ● 企業や団体への男女共同参画促進のための啓発 ● いばらき女性活躍推進会議への市内企業の参加促進と広報 |
| (3) 地域活動での方針決定への男女共同参画の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 女性リーダーの研修機会の提供 ● 区会(自治会)や地域活動における女性役員の登用促進 |

施策の方向4 誰もが参画し活躍できる地域づくり

| 施策 | 主要事業 |
|---------------------|--|
| (1) 地域活動への男女共同参画の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 区会(自治会)への女性の参加促進 ● 出前講座を活用した男女共同参画の普及啓発の促進 等 |
| (2) 団体活動への男女共同参画の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域で活動する団体と連携した男女共同参画の普及促進 ● 女性団体への支援とネットワーク化の推進 |

【成果指標】

| 指標 | 現状値 (令和元年度) | 目標 (令和7年度) |
|---|----------------|---------------|
| 市の男性職員の育児休業取得率 | 20.0% | 20%以上を維持 |
| 市における子育ての環境や支援の満足度【満足度4と5(高い)の合計】(子ども・子育て支援ニーズ調査) | 11.4% | 20% |
| ワーク・ライフ・バランスの実際において「『家庭生活』または『地域・個人の生活』と『仕事』を両立している」と回答した人の割合 | 16.9% | 40% |
| 市の審議会等委員に占める女性の割合 | 26.6% | 30%以上 |
| 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合 | 12.0% | 30%以上 |
| 区長に占める女性の割合 | 0% | 3% (2人) |

基本目標3 誰もが安心して暮らすまちづくり

施策の方向1を「配偶者暴力防止法」第二条の三第三項に基づく「潮来市DV防止計画」に位置付け、DVをはじめとする重大な人権侵害である暴力の根絶に向けた啓発活動を様々な機会を通じて推進するとともに、関係機関と連携し、DV被害者の支援と相談体制の充実に取り組みます。また、健康づくりや防災など安心して暮らせるまちづくりを推進します。

施策の方向1 あらゆる暴力を根絶する社会づくり 【潮来市DV防止計画】

| 施策 | 主要事業 |
|------------------------|--|
| (1) あらゆる暴力の根絶に向けた啓発の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ● DV防止に関する知識の普及と意識啓発 ● 若年層へのDV・暴力防止に関する意識啓発 ● 県と連携した「女性に対する暴力をなくす運動」の推進等 |
| (2) DV被害者の相談・保護・支援の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ● DVに関する相談体制の充実 ● 関係機関と連携した被害者の保護及び支援 ● DV被害者への自立支援 |

施策の方向2 健康で安心して暮らせる社会づくり

| 施策 | 主要事業 |
|-----------------------|---|
| (1) 女性の健康保持・増進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 女性特有の症状、病気、性に関する病気等の健康相談 ● 乳がん・子宮頸がんの検診のあり方の検討と受診率向上 ● 妊娠期から産後までの継続した母子保健事業の充実等 |
| (2) 生活上様々な困難を抱える人への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ● ひとり親家庭への効果的な支援と自立に向けた総合的な支援 ● 高齢者や障がい者、生活困窮世帯など、支援を必要とする人への福祉サービスの充実等 |

施策の方向3 防災分野における男女共同参画

| 施策 | 主要事業 |
|--------------------|--|
| (1) 防災分野における男女共同参画 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域防災計画への男女共同参画視点の導入 ● 防災会議の女性委員の登用推進等 |
| (2) 避難所運営における配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ● 女性の視点を取り入れた避難所運営の推進 ● 女性や乳幼児等様々なニーズに対応した災害備蓄品の整備等 |

【成果指標】

| 指標 | 現状値 (令和元年度) | 目標 (令和7年度) |
|---------------------------|---------------------------|---------------|
| 潮来市男女共同参画総合相談窓口を「知っている」割合 | 12.1% | 20% |
| 子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率 | 23.7% 26.4% (令和2年度) | ともに 50% |
| 防災会議委員に占める女性の割合 | 8.7% | 18% |
| 消防団員に占める女性の割合 | 1.4% | 3% |

1 計画の推進体制

(1) 庁内会議の充実

男女共同参画の施策は、人権、子育て、福祉、教育など市政のあらゆる分野にわたります。本計画の推進にあたりましては、関係機関と連携し男女共同参画推進の充実を図ります。また、「特定事業主行動計画」に基づき、長時間労働の是正などをさらに推進し、男性職員の家事や育児への参画を促します。

(2) 審議会

男女共同参画に関する有識者や関連団体の関係者などから構成される審議会において、本計画の実施状況や男女共同参画の推進に必要な事項についての意見や提言を求め、適宜、施策へ反映させます。

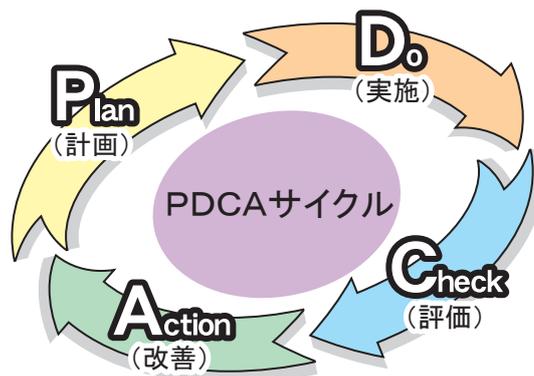
2 計画の周知と進行管理

(1) 計画の周知

本計画は、市の広報紙やホームページをはじめ、様々な媒体を活用し、取組や事業の進捗状況について広く周知を図ります。

(2) 計画の進行管理

本計画の進行管理につきましては、庁内関係各課においてPDCAサイクルに基づく進行管理を踏まえ、毎年度取組について点検、評価を行い、常に改善を図ります。



潮来市第2期男女共同参画基本計画 【概要版】

令和3年3月

発行・編集：潮来市 市長公室 企画調整課
〒311-2493 茨城県潮来市辻 626
TEL 0299-63-1111 (代表)
FAX 0299-80-1100
URL <https://www.city.itako.lg.jp>